

山田中学校・東兎中学校再編準備委員会 第5回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和8年1月28日（水）18:35～19:30
- 場 所 東兎中学校 音楽室
- 出席者 ○委員
藏本諒子部会長 片山聡美副部会長 三宅仁美委員 片山順菜委員
諏訪広美委員 下浦秀久委員 山本孝司委員 入口大志委員
（欠席：なし）
○事務局
学校再編推進課 主査 小崎 隆
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 議題（要綱第8条に基づき、藏本諒子部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）新PTA会則について説明をお願いします。

事務局： 【資料1】により説明

前回の協議結果をまとめているので確認をお願いします。次に、新PTA会則については第4回の会議資料と全国PTA連絡協議会の公開資料を参考に、引き続き、協議をお願いします。

部会長： 前回の協議の内容が資料1にまとめられている。基本的に修正は無かったということだが、再度、確認していただきたい。特に問題は無いか。

（特に意見無し）

意見が無いので、このとおりする。

それでは、前回に続き、PTA会則の「会員」について協議を進める。この項目について、何か意見はあるか。

山田中学校、東兎中学校の会則は似たような文言であるので、東兎中学校の会則をベースに検討していくことにしても良いのではないかと思うが。

委 員： いいと思う。

部会長： それでは、会則の項目「会員」については、資料のとおり東兎中をベースにし、修正はないものとして良いか。

（一同異議なし）

では、次に項目の「会計」についてはどうか。

事務局： 東兎中学校の「会員」の項目の中に、会費についての記述があるが、この「会計」の項目があるので、こちらの記述に修正している。

金額については、協議をしていただく必要がある。

委 員： この場で決めなければならないのか。

事務局： この場で金額を決めるのは難しいので、実際にPTA会費として必要な予

算がいくらなのか、学校で精査する必要がある。

委員： 東兎中学校では、実際にはPTA会費として繰越金があるが、会費については現状のままである。今後、PTAの予算がいくら必要なのか両中学校とも試算して、会費をいくらにするかを決定したいと考えている。もうしばらく時間をいただきたい。

部会長： では、金額の部分については、改めて協議をすることで良いか。

(一同異議なし)(別紙参照)

それでは、次に、「役員と顧問」について、何かご意見はないか。

委員： 現在の役員の数は多いと感じている。ここで、人数を削減してはと考える。また、会長、副会長を設定せず、役員の中で調整し、役割を果たすように修正したい。

委員： 現在の体制は、若干、人数が多いと感じている。現在のも地域の集まりには出席しないようになっている。また、必ず出席しなければならない会議等はあるが、回数は少ないので、役員の人数は少なくしても問題ないと思う。

会長・副会長を決めると、それに縛られるので、先ほど言われたように、ない方がよい。

部会長： 会則として、会長・副会長を決めなければならないのか

事務局： 一般的には、会長・副会長は決めているところが多いが、近年、役割を決めない場合もあると聞くことがある。その場合、役員を数名決めて、その役員の中で調整しながら対応する方法をとっており、外部へは代表というかたちで1名を設定しているそうである。

委員： 会計は役員の中で兼ねることになるのか。

委員： 会計は、東兎中学校の会則にあるように、学校事務の担当者がするのがいいと思う。

部会長： 会計監査はどうか。

委員： 監査は、最低2名は必要。若干名としてもよい。

部会長： 役員の任期についてはどうか。

委員： 任期は、1年交代にした方がよい。活動も少ないし、引き継ぎすることもあまりないので、1年での交代は問題ないと思う。

委員： 引き続きやりたい方はできるのか。

委員： 続けて2年やりたい方は、子供が在籍していれば、継続してもらえればいいと思う。

委員： 一度、役員をしたら、二回目は役員をしなくてもよいとなるようなことはできるのか。

事務局： 資料に書かれてあるように、「任期は1年とし、再任は妨げない」となっているので、希望すれば継続して役員は可能であるが、基本的に1年で終了することになる。

委員： この件については、中学校とPTAで内規的に決めていると思うので、今

後も相談しながら検討することになると思う。

委員： 役員と名が付くと重荷を背負うイメージもあり、2年の任期となると、なり手がなくなることから、そうならないように任期を1年にすればと思う。

委員： 役員の仕事は、現在、少なくなっているいるので、役員の人員は3名くらいでいいのではないか。

委員： いま、3名という意見があったが、学校の事情などを知るために教頭を入れた方がいいと思う。

委員： それでは、役員4名で、うち1名は教頭とし書記を担当する、とすればいいのではないか。

部会長： それでは、役員4名で、うち1名を教頭とすることで良いか。

(一同異議なし) (別紙参照)

委員： もう一カ所、会長は小学校区より交互に選出するとなっているが、新しい中学校になることで、小学校区という考え方はなくせばいいと思う。

委員： 他に、顧問を置くことができるとなっているが、必要なのか。

委員： 顧問として存在しているが、特に会則に無くてもいいと思う。

部会長： では、その他に、小学校区の件と顧問の件については、意見のあったとおりとして良いか。

(一同異議なし)

では、そのように修正する。(別紙参照)

部会長： 会計については、学校事務の担当としているが、これについてはどうか。

委員： この通りでいいと思う。

部会長： では、会計監査委員についてはどうか。

委員： 山田中学校の会則には、会計監査委員は、役員および委員を兼ねることができないとあるが、これはどういう意味か。

事務局： 一般的には、不正がないように役員とは別の第3者を選任することが多いと思う。

委員： それならば、山田中学校の「会計監査委員」の条文を取り入れて、役員とは別に、選出するのが良いと思う。

委員： 他に、監査委員が2名となっているので、若干名にしてはどうか。また、総会は書面開催のため、総会で選出することは難しいので、表現を変えてはどうか。

事務局： では確認するが、監査委員が「2名」を「若干名」、「総会で選出する」を「総会に諮る」としてはどうか。

部会長： では、このとおり修正し、会計監査委員は、山田中学校に記述されている条文を参考に、章を追加することでよいか。

(一同異議なし)

では、このとおり修正し、章を追加することとする。(別紙参照)

事務局： 条文の中に、役員の任務の条部分があるが、そこについては、特に意見がなかったがこのままでよいか。

部会長： 会長、副会長は設定しないので、その部分を修正することでよい。

事務局： 最後に、その他として、体操服についての状況を報告する。宇野・玉・日比中学校再編準備委員会において、2月3日(火)の夜にプロポーザルを実施し、保護者10名、教職員10名の計20名で審査をし、決定することとしている。審査の結果は皆様にもお伝えする。

部会長： 本日の会議は以上とする。

3 閉会

別紙

第〇章 会計

第〇条 本会の経費は、会費、および寄付金・その他をもってあてる。

第〇条 会費は月額〇〇〇円とする。

第〇条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第〇条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。

第〇章 役員

第〇条 本会には次の役員を置く。

代表役員4名（うち1名は教頭とし、書記を担当する）、会計1名（学校事務担当）、
ただし、役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第〇条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 代表役員は、本会の会務を統括する。
- 2 代表役員のうち書記担当は、本会のすべての会議の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、記録・通信その他の書類を保存する。
- 3 会計監査委員は、会計事務を監査しその結果を報告する。
- 4 会計は、予算に基づいて本会のいっさいの会計事務の処理をし、決算報告、財産管理、予算の立案について協力する。

第〇章（役員の選出）

第〇条 代表役員、会計、会計監査委員は、会員の中より選出し、総会の承認を得て就任する。

第〇章（会計監査委員）

第〇条 本会の経理を監査するために若干名の会計監査委員をおく。

第〇条 会計監査委員は本会役員および委員を兼ねることはできない。

第〇条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第〇条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

※参考 一般社団法人 全国PTA連絡協議会HP PTA規約/会則のアップデート

※章、条の番号は、最終的に付番する。